

第21回 京都府福祉人材育成認証事業推進会議 開催概要

■開催日：平成31年1月29日（火）10：00～12：00

■会場：ルビノ京都堀川「ひえいの間」

■欠席委員：山岸委員、余田委員、廣岡委員、野田委員

■事務局：京都府健康福祉部 山口高齢社会対策監

介護・地域福祉課 神田課長、永井法人・事業者指導担当課長、
安部副課長、井谷主査、石田主事

■内容

1 開会

定刻により、事務局が開会とともに、欠席委員等を報告

2 報告事項

(1) 宣言事業所の状況について

3 検討事項

(1) 認証申請事業所審査について

(2) 認証更新について

(3) 上位認証基準の見直しについて

(4) 上位認証更新審査について

4 閉会

■議事録

1 報告事項

●事務局

2 報告事項 (1) 宣言・認証事業所の状況について

- ・高齢、障害分野については業界団体加盟事業所の多くに宣言していただいている
- ・これまではより多くの事業所に宣言いただくことに注力してきた。その宣言事業所が認証までたどり着けていないのが課題としてある。今後は宣言事業所に対する支援により注力していきたい。

- 多くの事業所が宣言、さらには認証を取っているという点は認証制度そのもののアピールポイントとなる。これまでは宣言しているかどうかを判断の基準にしていたところもある。ここまでは宣言が多くなってきているのであれば、次のステップとして認証を取ることのメリットを広く伝え、宣言事業所を認証へと繋げる必要がある。認証まで辿り着いたら具体的なメリットがあると感じてもらえるように取り組むべき。また、別の取組として宣言失効や宣言から認証へ至らない事業所について徹底的に分析をする必要がある。今後はそうした分析結果も報告いただきたい。

認証制度は主に若者、学生に向けたものであるにもかかわらず、現状として学生側に認証制度について理解が広がっていない。学生に対する制度の周知も徹底して行っていくべきだと考えている。

これまでもよく認証制度のデータ等の説明において「保育」という分野で括ることが多いが、養護施設などもあるため「児童」という分野への取組も今後必要になると考えている。

●事務局

宣言から認証へ進めるためのフォローという点は事務局としても課題に感じている。すでに宣言いただいている事業所が認証に進められるよう支援していきたい。また、宣言失効事業所等についても事務局で分析し、今後報告させていただきたい。

学生への周知という点についても事務局として課題と認識している。学生が就職先を選ぶ際に、認証制度がその判断基準となるよう周知していきたい。

児童分野のデータについても事務局で調査の上、今後報告させていただく。

●最初は宣伝という意味があったので宣言するだけでも重要だという考えだった。しかし、今となっては宣言の状態が続いているということは認証制度に真剣に取り組んでいないとも捉えられる。やはり認証のメリットをどう伝えていくかは重要な点である。

認証制度を推進する上で、学生が就職先を選ぶ場合にどのような基準で選ぶのかもう一度調べる必要があるかと思う。学生目線で事業検討を行うことが、この認証制度を推進する上では重要なことである。

以前から述べているが、高齢、障害分野に比べ保育分野の取組が遅れている。保育については他の分野とは少し異なる組織であるためその点について配慮が必要なのではないか。

●事務局

保育分野についてはその他の分野と異なる点もあるが、共通する点も多い。そのためまったく異なる基準などを設けることは考えておらず、保育分野については少し読み替えをするなど対応できればと考えている。この点、事務局でも議論させていただく。

●どうしても事業所数が少ない分野が後回しになるのは仕方がないが、目配りをしておく必要はある。

●福祉事業所のチェックも重要だが、やはり学生にしっかりと情報提供していくという事が必要。その点については現在どのような取り組みをしているのか。

- 事務局

いま手元に具体的なデータがないので次回提示させていただく。

- 大学教職員に伝えているという点だけでなく、その後しっかり学生に周知されたかという点まで踏み込んで調べていただきたい。

- 先ほどの話にも通ずるが、大学へのアプローチがしっかりされているのであれば、「学生がどういう点で就職先を選んでいるのか」という点も自ずと見えてくると思う。

- 学生の考えは年々変わっている。その状況に対応できるような制度であるべきだと考えている。

2 検討事項

(1) 認証申請事業所審査について

- 事務局

認証事業所については7法人から申請があった。各事業所、認証基準をそれぞれ満たしていたためすべて認証とさせていただきたい。また資料には審査時に感じた各法人の強みを記載させていただいている。

- 資料に記載の各法人の強みについては今後重要なポイントだと考える。認証を取っているということで「安心して働ける職場である」ということは伝えることができるが、その認証事業所の中で自分に合った事業所はどこなのかが現状わかりにくい。この「強み」については他の認証事業所と差別化できる点になるため、学生にはこのような情報を提示すべき。この部分、今後充実させていただければと思う。

(2) 認証更新について

- 事務局

認証更新申請のあった34事業者についてはすべて認証更新としたい。また今回は4事業者から更新辞退の連絡があった。これまでの議論でもなされているように小規模事業所が事務的に追いつかないため辞退するケースと認証を継続するメリットを感じないため辞退するというケースがあった。

- 特に「メリットを感じないため辞退」というケースが問題だと考える。冒頭の議論にも戻ってしまうが、このケースを真摯に受け止めて、今後の制度推進に役立てていかなければならない。

(3) 上位認証基準の見直しについて

- 事務局から上位認証基準の見直しについて提案

<主な提案内容>

- ・上位認証基準に「職員保護の取り組み」の評価を新たに新設。
 - ・定量的評価の有給休暇取得率の不適格ラインの見直し
 - ・定量的評価の時間外労働時間に不適格ラインを新たに設定。
- 「職員保護の取り組み」について、虐待や身体拘束については、法的に義務づけられているので、上位認証の評価基準にすることは整合性がないのではないかと考える。
- 事務局
法令で定められている部分があることはご指摘のとおりであるが、人材育成認証制度において職員保護という観点で取組を評価できないかと考える。
- 基準としてわかりにくい。職員保護という観点は弱い所ではあるが、制度の中でリスクマネジメントが求められるなか、それが上位認証とどう絡むのか。
- 職員保護は重要な観点である。働く者の立場からすると、要介護者からのパワハラ・セクハラは実際にあり、働く者にとってはストレスになる。上位認証だけでなく、認証に入れるべきであると考え。
- 利用者保護と職員保護の話が混在していると思う。「利用者等からの相談・苦情解決の仕組みが確立している」というのはまさに利用者保護であるが、クライアント本人や家族から不当なクレームがあることもある。職員保護が大切という視点自体は理解できるが、表現としてぶれていると思う。
- 職員保護の取り組みについては賛成であるが、利用者保護の問題と職員保護の問題が混同しているということをご指摘したい。
- 利用者保護と職員保護の観点をわかりやすくすべき点。また、パワハラ・セクハラについては、誰からのパワハラ・セクハラなのかによって違う。例えば、認知症の利用者

からのセクハラについては、一方的にいけないという意見もあるが、専門性・スキルの問題であるとの意見もあり、丁寧に議論して内容がわかりやすくなるようにする必要があると思う。認証か上位認証かという点でいうと、認証・上位認証両方にいったほうがよいと思う。

●事務局

慎重に検討したい。

●定量的評価の有給休暇取得率の不適格ラインについてであるが、福祉だけではないが、有給休暇は取れる人もいれば取れない人もいるので、平均でみることの問題はあるのではないかと。

●現在の不適格ライン 40%は低すぎると思う。上位認証は、京都の福祉事業所の模範であり、模範が40%というメッセージを京都府として出してよいのか。

●平成31年4月の改正法との関係はどうか。

●事務局

年間10日以上有給休暇が付与されている労働者に対して、雇用主が5日は計画的に付与しなければならないという改正内容と認識している。

●今、働き方改革等の流れの中で、新しい感覚を見据えていかないといけないと思う。40%の不適格ラインは、今の時代では低いと思うし、もう少し上げていかないといけない。継続して検討して、いつごろ結論を出すのか目標管理をした方がよいと思う。

●働き方改革の初年度にあたるので、しっかりと検討して、年度内に方向性を出してほしい。

●事務局

現場の実態データがないので、基礎データをふまえた上で数字を提案したい。年度内に提案をさせていただくこととしたい。

●時間外労働時間に関しても不適格ラインを設けるべきと考える。

●事務局

不適格ラインを設けるべきかどうかという議論を、この会議でしていただいた上で、具体的な基準の提案については来年度としたい。

- 災害等非常事態の対応もあるので、不適格ラインを設けることには慎重に議論をしたほうがよいのではないかと。
- 非常事態については、除外規定を設ければ良い。不適格ラインを設けるべきである。
- 思い切ってやってみるべき。
- 同意見であるが、現実的には一番ハードルが高いと思う。特に小規模な法人は、非常に深刻な状況でありほとんどクリアできないと思うが、上位認証をうたう限りはあるべき姿として高い目標をおいた方が良くと思う。
- 事務局
それでは、時間外労働時間について不適格ラインを設けるという方向で次年度具体的に議論することとしたい。

(4) 上位認証更新審査について

- 事務局
3 検討事項 (4) 上位認証更新審査について
平成 31 年度に平成 28 年度に認証した上位認証法人の更新時期を迎えるにあたり、更新についての考え方と更新審査の方法を提案。
<提案の概要>
更新についての考え方：3 年間のうちすべての年度で取組が継続されていたら 5 年更新、一部の年度で継続できていない項目があれば条件付き更新（3 年更新、翌年度再審査）すべての年度で継続できていない項目があれば更新しない。
更新方法：法人から 3 年間の取組内容のプレゼン及び 3 年間の定量評価の結果を推進会議部会で審議する。
- 賛成する。
- 3 年間のうち 2 年間で取組が見られない場合でも条件付き更新となるのか。
- 事務局
条件付き更新とするのが提案内容である。

- 例えば2年目、3年目が基準を満たしていないのに、1年目満たしていたら、更新できるのは違和感がある。
- 3年間のうち過半の年度で基準を満たしていなくても更新ができるのはいかなものか。
- 現場の意見として過半の年度で基準を満たしていなかったら更新不可とのことなので、事務局で検討をお願いしたい。
- 事務局
検討する。
- 認証制度の学生への周知についてであるが、学生が制度を知らないということもあるが、知っていても認証事業所の差がわからないという意見も学生が言っている。認証審査の際にそれぞれの事業所の特徴をコメントいただいたが、こうしたものは非常に効果的だと思う。

以上